

厚木市

～猶予の申請の手引き～

○市税等の猶予制度について

市税(保険料も含む)は、定められた納期限までに納付・納入していただくことが定められております。

しかし、一定の要件に該当し、市税等を一時に納付することができない場合には、申請することにより、1年以内の期間に限り、市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。

◆徴収猶予(地方税法第15条)

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の期限(法定納期限)から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、市税の徴収が猶予されます。

◆換価の猶予(地方税法第15条の6)

市税等を一時に納付することによって事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税等の納期限から6か月以内に申請することにより換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税等以外の市税等に滞納がある場合は、原則として、換価の猶予の申請はできません。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

○猶予が認められた場合

申請時に提出した納付計画に基づき、分割納付することが可能になります。
また、認められた猶予制度により次の効果があります。

◆徴収猶予

- (1) 1年を限度に市税等の徴収が猶予されます。
- (2) 新たな督促や差押え、換価等の滞納処分が行われません。
- (3) すでに差押えを受けている場合は、申請により差押えが解除される場合があります。
- (4) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

◆換価の猶予

- (1) 既に差押えを受けている財産の換価(売却等)が猶予されます。
 - (2) 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、新たな差押えが猶予(又は差押えの解除)される場合があります。
 - (3) 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ※換価の猶予が認められた場合であっても督促状は法定の規定により送付されます。

○猶予を受けるための要件について

◆徴収猶予(災害等により納付困難となった場合)

次の1から3の全てに該当する場合は、徴収猶予が受けられます。

- 1 次の(1)から(5)のいずれかに該当する事実(納税者の責めに帰すことができないやむを得ない理由)があること。
 - (1) 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
 - (2) 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
 - (3) 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
 - (4) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき(注1)
 - (5) 納税者に上記(1)から(4)に類する事実があったとき(注2)
- 2 猶予該当事実に基づき、申請者がその納付すべき市税等を一時に納付できないと認められること。
- 3 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

※ 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」のほか、提供する担保に応じて関係書類の提出が必要となる書類がありますので、詳しくは厚木市収納課へお問い合わせください。

なお、「①猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合、②猶予を受けようとする期間が3か月以内の場合、③担保を提供できない特別な事情があると認められた場合」に該当するときは担保を提供する必要がありません。

(注1)：「納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間(以下、「調査期間」といいます。)の損益計算において、その直前の1年間(以下、「基準期間」といいます。)の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失額を超えていること)をいいます。

(注2)：「納税者に上記(1)から(4)に類する事実があったとき」のうち、「(4) 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき」に類するものとは、売り上げの著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

◆徴収猶予(本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合)

次の1から3の全てに該当する場合は、徴収猶予が受けられます。

- 1 法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税があること(注1)
- 2 申請者が上記1の市税等を一時に納付できないと認められること
- 3 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

※担保の提供についての取り扱いは、「徴収猶予(災害等により納付が困難になった場合)」の項目3と同様になります。

(注1)：修正申告書を提出する場合には、市に提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

◆換価の猶予

次の1から5の全てに該当する場合は、換価の猶予が受けられます。

- 1 市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められたとき(注1)
- 2 納税(納付)について誠実な意思を有すると認められること(注2)
- 3 換価の猶予を受けようとする市税等以外に市税等の滞納がないこと
- 4 納付すべき市税等の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」を収納課に提出できること
- 5 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

※ 担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」のほか、提供する担保に応じて関係書類の提出が必要となる書類がありますので、詳しくは厚木市収納課へお問い合わせください。

なお、「①猶予を受けようとする金額が100万円未満の場合、②猶予を受けようとする期間が3か月以内の場合、③担保を提供できない特別な事情があると認められた場合」に該当するときは担保を提供する必要がありません。

(注1)：「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業の不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税等を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税等を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

(注2)：「納税(納付)について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税等を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいいます。

○猶予期間

「徴収猶予」及び「換価の猶予」を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納できると認められる期間に限られます。

なお、「徴収猶予」又は「換価の猶予」を受けた市税等は、原則として納付計画に基づき猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

また、猶予期間内に完納することはできないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間が終了する前に厚木市収納課へ申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

○猶予の申請に必要な書類

◆徴収猶予

- (1) 徴収猶予申請書
- (2) 財産目録
- (3) 収支明細書
- (4) 猶予事実があることを証する書類(注1)
- (5) 担保提供書及び提供する担保に応じた関係書類(注2)

◆換価の猶予

- (1) 換価の猶予申請書
- (2) 財産目録
- (3) 収支明細書
- (4) 担保提供書及び提供する担保に応じた関係書類(注2)

(注1)：書類の例としては次のとおりです。但し、災害や病気等を理由とした申請に際して、書類の提出が困難な場合は厚木市収納課へ別途ご相談ください。

- ①：災害又は盗難のとき ……災証明書、盗難の被害届 等
- ②：病気や負傷のとき ……医師による診断書、医療費の領収書 等
- ③：事業の廃止又は休止のとき ……廃業届 等
- ④：事業について著しい損失のとき…調査機関と基準期間のそれぞれの仮決算書 等

(注2)：「提供する担保に応じた関係書類」とは、抵当権設定の同意書や印鑑証明等、供託書正本等が必要になりますので、詳しくは厚木市収納課へお問い合わせください。

○提出された申請書等の審査

必要な書類が提出されているか、必要な事項が記入されているかを確認し、猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額・期間などを審査します。

1 申請書の補正

申請にあたって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記入に不備がある場合は、電話や文書等で補正をお願いする場合があります。

なお、収納課から補正通知書が送付された場合、通知を受けた日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取下げたものとしてみなされますので、ご注意ください。

2 申請内容の審査

職員が申請者に対して、申請書や添付書類に記入された内容（猶予該当事実、市税等を一時に納付することができない事情の詳細、財産の状況、収支の実績見込み等）について、質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

○猶予が許可された場合

徴収猶予又は換価の猶予が許可された場合には、「許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税等を納付してください。

なお、審査の結果により以下の内容で許可する場合があります。

- (1) 猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合
- (2) 猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合
- (3) 申請時の分割納付計画とは異なる分割納付により許可される場合

上記の(1)から(3)に該当する許可について、不服がある場合には、所定の期間内に限り不服申し立てをすることができます。

○不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申し立てをすることができます。

- (1) 猶予の要件に該当しないとき
- (2) 繰上徴収(※1)に該当する場合において、猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (3) 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問に回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(※2)
- (4) 不当な目的で猶予が申請されたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(※3)

※1 繰上徴収とは①「申請者に対し強制換価手続(滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続)が開始されたとき」や②「申請者である法人が解散したとき」等に該当した場合です

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的に行動や言動で検査を承認しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合等が該当します。

※3 「その申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税等について再度猶予の申請がされたとき(新たな猶予該当事実が生じた場合における再申請は除きます。)等が該当します。

○猶予の取消し

徴収猶予又は換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されることがあります。

- (1) 繰上徴収(※1)に該当する場合において、猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- (2) 猶予を受けている市税等を「許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき
- (3) 市長が行った担保変更等の求めに応じないとき
- (4) 猶予を受けている市税等以外の市税等が滞納となったとき(※2)
- (5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づいて猶予が許可されたことが判明したとき
- (6) 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※1 繰上徴収とは①「申請者に対し強制換価手続(滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続)が開始されたとき」や②「申請者である法人が解散したとき」等に該当した場合です

※2 猶予をしたときにおいて予見できない事実が発生したときで、その事実発生が申請者の責めに帰すことができない止むを得ない場合は除きます。

なお、徴収猶予の取消しにおいて、(1)による取消しを除いて口頭又は文面で弁明を聴取します。(換価の猶予の取消しには弁明はありません。)

但し、正当な理由がなく弁明をしない場合は、弁明を聴取することなく猶予が取消されます。

※ 「正当な理由がなく弁明をしない場合」とは、災害、病気による入院等、申請者の責めに帰すことができないと認められる場合をいいます。

○猶予が不許可になった場合及び猶予が取消しとなった場合の納付について

猶予に係る市税等が納期限到来前である場合には、納期限までに納付が必要です。また、既に納期限が到来している場合は、ただちに納付が必要です。

○申請書・添付書類の書き方

1 徴収猶予申請書の書き方

徴収猶予申請書										
厚木市長 山口 貴裕 様										
								① 令和 7 年 6 月 30 日		
地方税法第15条の規定により、次のとおり徴収猶予を申請します。										
申請者	住所(所在地)			厚木市中町3-17-17						
	氏名(名称)			厚木 太郎						
徴収猶予を受けようとする金額	科目	調年	賦年	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	課税情報
	※明細については、別紙未納明細書のとおり									
合 計 (法律による金額)								③ 1,200,000 円		
徴収猶予を受けようとする期間					令和 7 年 7 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日まで					
④	納付(納入)すべき徴収金				※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり					
⑤	該 当 条 項				<input checked="" type="checkbox"/> 地方税法 第15条第1項第 1 号 <input type="checkbox"/> 地方税法 第15条第2項					
⑥	猶予該当事実及び徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細				<ul style="list-style-type: none"> 令和〇年△月×日、台風〇号により、自宅が床上浸水した。そのため、修理が必要な状況となった。 自宅の修理費用として90万円の費用を要したため当該市税等を一時に納付することができない。 					
⑦	納 付 計 画				<input type="checkbox"/> 別紙「納付計画書」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙「収支明細書」項番7のとおり					
⑧	担 保 提 供				<input checked="" type="checkbox"/> 有 (その種類) <input type="checkbox"/> 無 (その理由) 厚木市中町3-17-17 の 土地 評価額〇〇〇〇万円					
<備 考>										

- ※ 申請者の氏名(名称)について、次のとおりお願いします。
個人…氏名を自署又は自署以外の場合は認印を押印 法人…社印又は法人代表者の印を押印
- ※ 「財産目録」及び「収支明細書」を添付し、提出してください。
- ※ 地方税法第16条第1項及び厚木市市税条例第4条の6に該当しない場合は、担保の提供と関係書類の提出が必要です。

①申請年月日

提出する日を記載してください。

郵送で提出する場合は、投函日を記載してください。

②申請者

住所（所在地）の欄には、住所又は所在地と電話番号（携帯電話も可）を記載してください。

氏名（名称）の欄は以下のとおりお願いいたします。

- ・個人の場合…自署の場合は押印不要です
自署以外の場合は認印を押印してください
- ・法人の場合…自署、印刷又はスタンプ等で記載の上、社印又は代表者印を押印してください（代表者印の場合は代表者名も記載してください）

③徴収猶予を受けようとする金額

- ・未納明細書は収納課で発行しますのでお申し出ください。

ご自身で作成する場合は申請書に表示のある項目を満たしているものであれば受付できます。

- ・合計欄は徴収猶予を受けようとする市税等の全額を記入してください。

④徴収猶予を受けようとする期間

期間の記入は以下のとおりお願いします。

- ・始期…①猶予を受けようとする市税等の納期限が経過している場合は、申請日
②申請日が猶予を受けようとする市税等の法定納期限以前の場合は、その法定納期限の翌日
③災害等の止むを得ない理由により提出ができなかった場合は、申請書の提出に係らず、猶予該当事実が生じた日
- ・終期…分割納付計画で完納となる日（ただし、始期から計算して最大1年まで）

※「納付（納入）すべき徴収金」の明細は収納課に提出された際に収納課で作成しますので申請時には作成不要です。

⑤該当事項

該当する事項に☑をつけてください。

なお、地方税法第15条第1項の場合は、以下の内容を確認し「第 号」のところに該当する事項の数字を記入してください。

- 1…納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- 2…納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- 3…納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- 4…納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- 5…納税者に上記1から5に類する事実があったとき

⑥猶予該当事実

及び徴収金を一時に納付(納入)することができない事情の詳細

猶予該当事実の詳細とその猶予該当事実の発生により一時に納付することができない理由を具体的に記入してください。

●記載例

地方税法第15条第1項各号の場合

猶予該当事実の種類	猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
災害等 (第1号)	令和〇年△月×日、台風〇号により、自宅が床上浸水となった。 そのため、自宅の修理が必要となった。	自宅の床上浸水のために修理を行ったことにより、修理費用として〇〇万円の費用を要した。
病気・負傷 (第2号)	令和〇年△月×日に交通事故に遭い、3か月間〇〇病院に入院し、現在も治療のため通院中である。	〇〇病院に、入院及び治療費として令和〇年△月から◇月までの間に90万円を支払った。 そのうち●●保険から30万円の保険給付金を受け取ったため、差引金額の60万円が猶予該当事実にあったことによる支出である。
事業の休廃止 (第3号)	令和〇年△月以降、前年比で売上が60%減少し、事業の継続が困難になった。 そのため同年◇月に従業員全員を解雇し、廃業した。	廃業に伴い、在庫品を処分した損金100万円及び解雇した従業員に支払った退職金等150万円、合計250万円が猶予該当事実があったことによる支出・損失である。
事業上の著しい損失 (第4号)	令和〇年△月期は200万円の利益があったが、製品の原材料である××の仕入れ価格が高騰したことにより、◇月期は150万円の損失になった。	令和〇年◇月期の損失のうち、令和〇年△月期の利益額である200万円の2分の1を超える50万円が、猶予該当事実があったことによる損失である。

地方税法第15条第2項の場合

猶予該当事実の詳細	一時に納付できない理由の詳細
(記載の必要なし)	納付すべき税額50万円のうち、納期限までに納付できる金額は20万円であり、残りの30万円は一時に納付することができない。

⑦納付計画

提出する書類に該当するものに☑をつけてください。

- ・納付計画書…納付する年月日と金額が記載されているものであれば任意の書式のもので構いません。
また、事前の作成が難しい場合は、申請時に収納課の職員と相談して作成することも可能です。
- ・収支明細書…申請書に添付する収支明細書の項番7にも納付計画を記載できる欄がありますので、そちらの内容に沿って記載し提出することも可能です。

⑧担保提供

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものを記載します。

但し、以下のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要がありません。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金も含む)が100万円以下の場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内の場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情(地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産(※)がない等)がある場合

※担保として提供できる財産の種類(地方税法第16条)

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他の有価証券で市長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した次に掲げる物件等
 - ア 建物
 - イ 立木
 - ウ 登記される船舶
 - エ 登記を受けた航空機
 - オ 登録を受けた自動車
 - カ 登記を受けた建築機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が确实と認める保証人の保証

2 換価の猶予申請書の書き方

換価の猶予申請書										
厚木市長 山口 貴裕 様										
① 令和 7 年 7 月 30 日										
地方税法第15条の6の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。										
申請者	住所(所在地)			厚木市中町3-17-17						
	氏名(名称)			厚木 太郎						
換価の猶予を受けようとする金額	科目	調年	賦年	期(月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	課税情報
	※明細については、別紙未納明細書のとおり									
	合 計 (法律による金額)							③ 1,200,000 円		
	滞納処分費 (法律による金額)							0 円		
④	換価の猶予を受けようとする期間			令和 7 年 7 月 30 日から 令和 8 年 7 月 29 日まで						
納付(納入)すべき徴収金			※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり							
該 当 条 項			地方税法第15条の6第1項							
⑤	徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細			<p>個人事業主として運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇商会の拠点が閉鎖となり、同社からの請負の継続が困難になり契約解消になった。</p> <p>事業の売上の約5割が同社からの契約によるものであったことから、資金繰りが悪化したため、事業経費や生活費の見直しを行って事業費を捻出している。</p> <p>今月の売上をそのまま市税に充てると事業経費が払えず事業継続が困難になる。</p>						
⑥	納 付 計 画			<input type="checkbox"/> 別紙「納付計画書」のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙「収支明細書」項番7のとおり						
⑦	担 保 提 供			<input checked="" type="checkbox"/> 有 (その種類) <input type="checkbox"/> 無 (その理由) 厚木市中町3-17-17 の 土地 評価額〇〇〇〇万円						
<備 考>										

①申請年月日

提出する日を記載してください。

郵送で提出する場合は、投函日を記載してください。

②申請者

住所（所在地）の欄には、住所又は所在地と電話番号（携帯電話も可）を記載してください。

氏名（名称）の欄は以下のとおりお願いいたします。

- ・個人の場合…自署の場合は押印不要です
自署以外の場合は認印を押印してください
- ・法人の場合…自署、印刷又はスタンプ等で記載の上、社印又は代表者印を押印してください（代表者印の場合は代表者名も記載してください）

③換価の猶予を受けようとする金額

- ・未納明細書は収納課で発行しますのでお申し出ください。
ご自身で作成する場合は申請書に表示のある項目を満たしているものであれば受付できます。
- ・合計欄は徴収猶予を受けようとする市税等の全額を記入してください。
- ・滞納処分費は既に差押えを受けている場合で、レッカー費用等の処分経費が発生している場合には記載してください（不明な場合は収納課の職員にご確認ください。）

④換価の猶予を受けようとする期間

期間の記入は以下のとおりお願いします。

- ・始期…申請日（但し、申請日が猶予を受けようとする市税等の法定納期限以前の場合は、その法定納期限の翌日）
 - ・終期…分割納付計画で完納となる日（ただし、始期から計算して最大1年まで）
- ※「納付（納入）すべき徴収金」の明細は収納課に提出された際に収納課で作成しますので申請時には作成不要です。

⑤徴収金を一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

市税等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難になる事情を具体的に記入してください。

例：個人事業として運送業を営んでいるが、主要取引先である〇〇商会の営業拠点が移転することに伴い同社からの請負の継続が困難になり契約が解消した。

事業売上の5割程度が〇〇商会との契約によるものであったことから、資金繰りが悪化したため、事業経費や生活費を見直しして事業費を捻出している。

この状況から、今月の売上金を市税等の納付に充てると事業の経費支払い等ができなくなり、事業継続が困難となるため。

⑥納付計画

提出する書類に該当するものに☑をつけてください。

- ・納付計画書…納付する年月日と金額が記載されているものであれば任意の書式のもので構いません。
また、事前の作成が難しい場合は、申請時に収納課の職員と相談して作成することも可能です。
- ・収支明細書…申請書に添付する収支明細書の項番7にも納付計画を記載できる欄がありますので、そちらの内容に沿って記載し提出することも可能です。

⑧担保提供

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものを記載します。

また、申請書の提出に合わせて担保提供に係る関係書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

但し、以下のいずれかに該当する場合は、担保を提供する必要がありません。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金も含む)が100万円以下の場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内の場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情(地方税法により担保として提供できるとされている種類の財産(※)がない等)がある場合

※担保として提供できる財産の種類(地方税法第16条)

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した次に掲げる物件等
 - ア 建物
 - イ 立木
 - ウ 登記される船舶
 - エ 登記を受けた航空機
 - オ 登録を受けた自動車
 - カ 登記を受けた建築機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証

3 換価の猶予申請書の書き方

財産目録

① 令和 年 月 日

②	1 住所・氏名等					
	住 所	厚木市中町3-17-17			氏 名	厚木 太郎

③	2 財産の状況					
	(1) 預貯金等の状況					
	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
	手持ち現金	現金	50,000 円			円
	○×銀行△◇支店	普通	100,000 円			円
			円			円
	(2) 売掛金・貸付金等の状況				預 貯 金 等 の 合 計 (A)	150,000 円

④	(3) その他の財産の状況				
	売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種 類	回収予定	回収方法	売掛金の額
	○○商会	厚木市中町	売掛金 令和 7 . 9 . 1	振込	400,000 円
			令和 . .		円
			令和 . .		円
			令和 . .		円

⑤	(4) 借入金・買掛金の状況			担保等	直ちに納付に 充てられる金額
	財 産 の 種 類				
	国債・株式等	株式会社■■■ 上場株式 100株		<input type="checkbox"/>	100,000 円
	不動産等	土地(厚木市中町3-17-17)・建物		<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
	車 両	事業用車両 1 台		<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産 (敷金、保証金、保険等)	○×生命保険		<input type="checkbox"/>	0 円	
				合計(B)	100,000 円

⑥	借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払) 年 月	追加借入 の可否	担保提供財産等
	○×銀行△◇支店	19,200,000 円	80,000 円	令和 28 年 7 月	可・否	不動産(住宅ローン)
		円	円	令和 年 月	可・否	
		円	円	令和 年 月	可・否	

⑦	3 現在納付可能資金額		
	①当座金額[(A)+(B)]	②当面の必要資金額[(C)]	③現在納付可能資金額(①-②)
	250,000 円	150,000 円	100,000 円

⑧	※②当面の必要資金額の内訳		
	項 目	金 額	内 容
	支出見込 事業支出	150,000 円	燃料費3万円、駐車場代1万円、車両リース代7万円、車両保険2万円、運送用消耗資材代2万円
	生活費 (個人の場合のみ)	200,000 円	【扶養親族 1 人】家賃8万、光熱水費4万、電話代2万、食費4万、保険費用2万
	収入見込	200,000 円	請負代金(△△商事)
	(支出見込)-(収入見込) (C)	150,000 円	※マイナスになった場合は0円

①申請年月日

提出する日を記載してください。

郵送で提出する場合は、投函日を記載してください。

②住所・氏名

住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。

③預貯金等の状況

- ・申請日現在で手持ちの現金がある場合は、「金融機関等の名称」の欄に「手持ち現金」、「預貯金等の種類」の欄に「現金」と記載し、その金額の合計を「預貯金等の額」の欄に記載してください
- ・預貯金等がある場合、「金融機関等の名称」の欄に銀行名と支店名を、「預貯金等の種類」の欄にはその預貯金の種類(普通・定期・当座等)を、「預貯金等の額」の欄には、その支店で保有する直近の預貯金残高を記載してください。
- ・「合計(A)」の欄には、記載した預貯金等の合計金額を記載してください。

④売掛金・貸付金等の状況

- ・申請日現在で発生している売掛金や貸付金があれば記載してください。

⑤その他の財産の状況

- ・申請日現在で保有している上場株式等の証券、不動産、車両、保険等債権があれば記載してください。
- ・「担保等」の欄は記載した財産に抵当権等が設定されている場合にチェック(☑)をつけてください。(猶予手続きに関しての提供担保のチェックではない点にご注意ください。)
- ・「直ちに納付に充てられる金額」は、その財産を現金化する等して直ちに納付に充てられる金額が生じる場合は、その金額を記載してください。
※目安として1週間程度で現金化から納付が可能なものとしてください。

⑥借入金・買掛金の状況

- ・申請日現在で発生している借入金や買掛金があれば記載してください。
- ・「月額返済額」の欄は、返済にあたり毎月の平均的な金額を記載してください。
- ・「返済終了(支払)年月」の欄には、借入金の返済終了の予定日又は買掛金の支払う年月を記載してください。
- ・「追加借入の可否」の欄は、借入枠が残っている等の、追加借入ができる場合は可に○印を、できない場合は否に○印をつけてください。
- ・「担保提供財産等」の欄は、借入等のために抵当権を設定しているもの等、借入先に担保として提供している財産等に記入してください。

⑦現在納付可能資金額

次のとおり記載してください。

(1) 「①当座金額((A) + (B))」

③預貯金の状況の「預貯金の合計(A)」欄とその他の財産の状況の「合計(B)」欄を合計した数字を記載してください。

(2) 「②当面の必要資金額」

次項⑧で算出された金額を記載してください。

(3) 「③現在納付可能資金額」

(1)から(2)の金額を差し引いた数字を記載してください。

⑧「※②当面の必要資金額の内訳」

(1) 事業支出

法人又は個人事業主の方で事業支出がある場合は、申請日から概ね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)に支出する予定がある事業費について記入してください。

なお、計算期間を超える期間の支出について、事前に資金手当てをしておかなければ事業の継続が困難になるものについては、その旨を記載した上で必要最小限の金額を計算に含めることができます。

(2) 生活費[申請者が個人の場合のみ]

次のいずれかの計算から算出された数字を記載します。

なお、計算期間を超える期間の支出について、事前に資金手当てをしておかなければ生活の維持が困難になるものについては、その旨を記載した上で必要最小限の金額を計算に含めることができます。

また、生計を一にする者が生活費を負担している場合が、その当該分の金額を減算してください。

ア 次の①から③を合計した金額

①申請者本人につき100,000円

②生計を一にする者1人につき45,000円

③手取り金額(※)から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額又は①及び②の合計額を2倍にした額のいずれか少ない金額

イ 実際に支払った食費・家賃・光熱水費等の金額を具体的に把握している場合には、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額

※この場合における手取り金額とは概ね次のとおりです。

①給与所得者…総支給額から所得税、地方税、社会保険料を控除した金額

②青色申告者…青色申告特別控除前の所得額を12で除算した金額

③白色申告者…確定申告の収入内訳書における専従者控除前の所得金額を12で除算した金額

○生活費の計算例及び記入例

- ・アの場合(手取り30万円、3人家族[本人・配偶者・子1人]の場合)

◇計算

$$107,000\text{円}[\text{ア①の本人分}] + (48,000\text{円} \times 2)[\text{ア②の生計を一にする者}] \\ = 203,000\text{円}(a)$$

$$203,000\text{円}(a) + (300,000\text{円}[\text{手取額}] - 203,000\text{円}(a)) \times 20 \div 100 \\ = 19,400\text{円} \rightarrow 20,000\text{円}(b) \quad \text{※}1,000\text{円未満は切り上げ}$$

$$203,000\text{円}(a) + 20,000\text{円}(b) = 223,000\text{円} \leftarrow \text{生活費}$$

※配偶者等から生活費の支援がある場合は、上記生活費から当該分を減算

- ・イの場合

家賃(持ち家の場合は住宅ローンの支払い額等)・光熱水費(2か月に1回の支払いがある場合は当該分を1/2にしたもので計算)・食費・電話代・生命保険代等を内容欄に、その合計金額を金額欄に記載します。

(3) 収入見込

計算期間中に入金される見込みがある給与、事業収入、その他収入の金額を記載してください。

なお、内容欄には収入の内容及び給与の場合は支給者の名称と所在地、事業収入の場合は取引先等の名称と所在地を記載してください。

(4) (支出見込－収入見込)(C)

支出見込み額から収入見込み額を引いた金額を記載してください。

このとき、マイナスになってしまう場合は0円としてください。

なお、この金額を⑦(2)の「②当面の必要資金額」に記載してください。

3 収支明細書の書き方

収支明細書

①

令和 年 月 日

1 住所・氏名等

②	住所	厚木市中町3-17-17	氏名	厚木 太郎
---	----	--------------	----	-------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入金額	②総支出額	③差額(①-②)	備 考
令和6年6月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和6年7月	600,000円	390,000円	110,000円	
令和6年8月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和6年9月	600,000円	350,000円	150,000円	
③ 令和6年10月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和6年11月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和6年12月	600,000円	390,000円	110,000円	
令和7年1月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和7年2月	600,000円	890,000円	▲290,000円	所得税等の支払いによるマイナス
令和7年3月	600,000円	350,000円	150,000円	
令和7年4月	200,000円	450,000円	▲250,000円	請負契約の終了に伴う収入減
令和7年5月	200,000円	430,000円	▲230,000円	請負契約の終了に伴う収入減

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額	
④	収 入	運送事業	300,000円	支 出	事業経費	130,000円
		給料(アルバイト)	80,000円		生活費	200,000円
		親族からの生活費支援	50,000円			円
			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
			円			円
① 収入合計		430,000円	② 支出合計		330,000円	
③ 納付可能基準額(①-②)		100,000円				

<備 考>

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	年 月	金 額
⑤ 臨時収入	契約違約金	令和7年9月	400,000円
	生命保険の一時支給金	令和7年10月	50,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	駐車場の更新料	令和8年1月	20,000円
	税理士への依頼料	令和8年1月	150,000円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	科 目	金 額	年 月	科 目	金 額
令和7年7月	令和7年度 固定資産税(2期)	40,000円	令和8年4月	消費税	100,000円
令和7年12月	令和7年度 固定資産税(3期)	40,000円	令和8年5月	令和8年度 固定資産税(1期)	40,000円
令和8年2月	所得税	500,000円	令和8年5月	自動車税	39,500円
令和8年2月	令和7年度 固定資産税(4期)	40,000円	令和 年 月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
⑦ 妻	厚木 花子	大正 昭和 平成 令和 1 年 2 月 3 日	0円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	
		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
令和7年7月31日	100,000円	0円	0円	40,000円	60,000円
令和7年8月31日	100,000円	0円	0円	円	100,000円
令和7年9月30日	100,000円	0円	400,000円	円	500,000円
令和7年10月31日	100,000円	0円	50,000円	円	150,000円
令和7年11月30日	100,000円	0円	0円	円	100,000円
令和7年12月31日	100,000円	0円	0円	40,000円	60,000円
令和8年1月31日	100,000円	80,000円	▲ 170,000円	0円	10,000円
令和8年2月28日	100,000円	0円	0円	540,000円	0円
令和8年3月31日	100,000円	0円	0円	円	100,000円
令和8年4月30日	100,000円	0円	0円	100,000円	0円
令和8年5月31日	100,000円	0円	0円	79,500円	20,000円
令和8年6月30日	100,000円	0円	0円	円	100,000円

①申請年月日

提出する日を記載してください。

郵送で提出する場合は、投函日を記載してください。

②「1 住所・氏名」

住所(所在地)及び氏名(名称)を記載してください。

③「2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況」

申請日の前月から直前1年間の収入・支出の状況を記入してください。

なお、差額欄がマイナスの場合は、金額の前に「▲」を付け、その理由を備考欄に記入してください。

また臨時的な収入や支出があった月も、その理由等を備考欄に記入してください。

④「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」

猶予期間中における任意の1か月の平均的な収入・支出の状況を記入してください。

この欄で計算した「③納付可能基準額(①-②)」を元に後述する「7 分割納付年月日及び分割納付金額」を記入することになります。

(1)「収入」欄

売上収入や、その他経常的な収入をすべて税込み金額で記入してください。

(2)「支出」欄

ア 事業に係る支出

仕入れ、給与、役員給与(人事費)、家賃等、諸経費、借入返済、その他支出を記入してください。

なお、減価償却などの実際の支払いが伴わないものは含みません。

また、事業継続に真に必要なと認められる支出に限られるため、不要不急の財産取得のための費用や期限の定めのない債務の弁済などは含むことはできません。

イ 生活費

財産目録の⑧「※②当面の必要資金額の内訳」の(2)生活費[申請者が個人の場合のみ]と同様です。

⑤「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込み金額で記入します。

(1)「臨時収入」欄

不要不急な資産の売却、新規借入、貸付金の回収、保険の満期金等による臨時的な収入が見込まれる場合は、その内容、予定年月、金額を記入します。

(2)「臨時支出」欄

事業継続のためにやむを得ない設備、機械の購入や、子の学業等に関する支出など臨時的な支出が見込まれる場合は、その内容、予定年月、金額を記入します。

- ⑥「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」
今後1年以内に納付すべきことが見込まれる地方税、国税、社会保険料等について、その納付すべきことになる年月、税目及び金額をそれぞれ記入します。
なお、社会保険料等で毎月の支出が見込まれる場合は④「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の欄へ記入してください。

⑦「6 家族(役員)の状況」

(1) 申請者が法人の場合

すべての役員とその役職、氏名、生年月日、月の報酬額(税込)及び所有財産等を記入してください。

(2) 申請者が個人の場合

生計を一にする者について、続柄、生年月日、収入金額(専従者給与の場合はその金額)、職業及び所有財産を記入してください。

⑧「7 分割納付年月日及び分割納付金額」

この項目は、別途「納付計画書」を提出しない場合において、この欄に記載した内容を以って分納計画として審査しますので、ご注意ください。

(1) 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記入します。

(2) 「①納付可能基準額」

④「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の「③納付可能基準額(①-②)」欄に記載したものを転記してください。

(3) 「②季節変動等に伴う増減額」

例年の収入状況等をもとに、上記(2)で記入した金額と比較し、季節変動等に伴う増減を記載します。

なお、マイナスの場合は金額の前に「▲」を記入してください。

(4) 「③臨時的入出金額」

⑤「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄をもとに、納付年月における臨時的入出金額を記入してください。

なお、マイナスの場合は金額の前に「▲」を記入してください。

(5) 「④国税等納付額」

⑥「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した納付年月における国税等の納付見込み金額をに記入してください。

(6) 「⑤分割納付金額(①+②+③-④)」

各月ごとに「①納付可能基準額」欄の金額に「②季節変動等に伴う増減額」欄及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算(又は減算)し、「④国税等納付額」を減算したものを記入します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額(①+②+③-④)」欄には最終納付金額(本税等の残高及び延滞金)の金額を記載してください。

※延滞金が不明の場合は〇〇円(残高)+延滞金と記入しても構いません